

介護職員等特定処遇改善に関すること

1、特定加算に基づく取り組み状況

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

2、賃金以外の処遇改善（2020年3月）

資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修や、より専門性の高い技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による所在の明確化・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備
その他	<ul style="list-style-type: none">・非正規職員から正規職員への転換・職員の増員による業務負担の軽減